

令和2年2月17日

備前市議会議長 立川 茂 殿

請願者 岡山市中区湊130-12
災害対策連絡会岡山
伊原 潔

紹介議員 中西 裕 康

請 願 書

1 請願の要旨

被災者生活再建支援制度の拡充を求める意見書の採択を求める請願

2 請願の趣旨

2018年7月の西日本豪雨災害は岡山県内で死者61人（災害関連死を除く）、住家被害18,005棟（2018年10月26日現在）という甚大な被害となりました。今尚、県内で4,970人仮設生活を送られ、関連死は22人となりました。（2020年1月5日山陽新聞）

最近の災害で記憶に新しい東日本大震災、さらに2019年10月の台風19号は東北地方に甚大な被害を及ぼしました。被災者の最大の願いは、一日でも早く安心できる住まいや生活空間を得て、日常の暮らしを取りもどすことです。被災地域の復興と住宅の再建は、一人ひとりの被災者の生活再建の要であるとともに、地域全体の経済を左右する重要な課題です。住宅再建への支援は、地域への定住を促し、人口流出を防ぎ、地域の活力やコミュニティを保つために不可欠な公共性のある施策と考えます。

被災者生活再建支援法（以下、「支援法」）が施行されて20年。この間、2度の改正が行われましたが、2007年度の改正の際の「4年後に制度の拡充に向けて見直す」との付帯決議はいまだに実現していません。現在、全壊家屋の再建には最大300万円が支給されますが、建築資材や人件費等の高騰が自宅再建や住宅確保をさらに困難にしており、500万円への増額は急務です。自然災害による全半壊の住宅被害はもとより、一部損壊の認定を受けた圧倒多数の被災者からも「支援法」の適用を求める声があがっています。憲法第25条の生存権や第13条の幸福追求権にもとづき、すべての被災者の住宅再建を支え、従来の生活と生業を取りもどすためにご尽力いただきたい。

地球温暖化も影響した異常気象が発生し、地震の活動期に入っている日本では、大規模な自然災害が全国どこにでも起きる可能性があります。被災者生活再建支援法をはじめとした被災者への支援制度の速やかな見直しが必要です。貴議会におかれましては、国に対して意見書を提出するよう請願します。

3 請願事項

被災者生活再建支援法にもとづく支援金の最高額を少なくとも500万円に引き上げ、支援金の支給は半壊や一部損壊を対象に含めるなど支給対象を拡大する意見書を国に提出すること。